

志免町分別収集計画

(第11期 令和8年～令和12年)

令和7年8月

目 次

	頁
1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算出方法	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当町の状況は厳しく、最終処分場については宇美町に協力を願っている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大勢を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られると共に、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の4R（発生回避（リフューズ）・発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル））を基本とした循環型社会づくり
- ② 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ③ 町民・事業者・行政が一体となったごみの排出抑制・資源化の促進

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（白色トレイ含む）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	2,735 t	2,732 t	2,730 t	2,727 t	2,724 t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

1. 各主体の役割

① 町民の役割

普段の生活の中で、自主的・自発的に4Rを意識した行動を心掛ける。

② 事業者の役割

商品の製造・流通・販売といった事業活動の各段階において、容器包装廃棄物の排出抑制の取組みを実施する。

③ 行政の役割

町民・事業者の自主的・自発的な取組みを促進するため、拠点回収場所の整備、集団資源回収奨励金制度による経済的支援、環境教育および普及啓発活動等の充実を図り、容器包装廃棄物の発生抑制と循環型社会づくりを推進する。

2. 排出抑制を促進するための方策

① 広報、普及啓発活動の実施

平成8年10月1日からの分別収集開始に当たっては、志免町ごみ減量対策町民会議（平成8年1月設置）にてリサイクルごみについて計8回の検討会を実施し、平成8年7月1日から8月31日までは、424隣組合単位で全町民を対象に、全職員による分別説明会を開催した。

また、平成14年10月からは、プラスチック類用袋をペットボトル専用袋に切り換え、ペットボトル以外のプラスチック類は可燃ごみとして分別収集を実施した。

さらに平成21年4月からは、新たにプラスチック製容器包装類の分別収集を開始したため、広報や回覧板、町内放送、出前講座、分別説明会等で再度分別の徹底と協力をお願いした。令和3年度には、分別をよりわかりやすくするため、ごみ袋

の名称を「プラスチック製容器包装類」から「プラマークの付いたごみ」に変更し、改めて分別の徹底を図っている。

今後についても、容器包装廃棄物の排出抑制と地域環境保全の観点から、引き続き広報や普及啓発活動を実施し、広く町民や事業者に対して周知を行う。

② 拠点回収および集団資源回収

役場敷地内に古紙回収ボックスおよびトレイ回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を行うとともに、昭和62年度から実施している古紙類集団資源回収奨励金制度について、令和7年度から奨励金を1kgあたり6円から12円に引き上げる。回収量の減少や市場価格との乖離、活動団体の負担増加などの課題に対応し、活動の継続を図ることにより、更なるごみの減量及び再資源化の推進を図る。

③ 環境教育、普及啓発活動の充実

小中学校の環境学習に対する支援や、小学生用の社会科副読本を活用した環境教育、また、総合的な学習の時間等で環境問題について取り組んだ成果品を文化祭等で展示するなど、学校教育における環境教育の充実を図る。

さらに、令和2年8月より配信している「ごみ分別アプリ」を活用して、ごみの適切な出し方に関する情報提供を行う等、適正な分別排出を推進するため、普及啓発活動に積極的に取り組む。

④ 過剰包装の抑制と買い物袋の持参の推進

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する選別施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	空きかん・びん
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器 	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	42t									
主としてアルミ製の容器	44t									
無色のガラス製容器	(合計) 47t									
	(引渡額) 0t	(独自処理量) 47t								
茶色のガラス製容器	(合計) 53t									
	(引渡額) 0t	(独自処理量) 53t								
その他のガラス製容器	(合計) 76t									
	(引渡額) 76t	(独自処理量) 0t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0t									
主として段ボール製の容器	50t									
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡額) 0t	(独自処理量) 0t								
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 124t									
	(引渡額) 0t	(独自処理量) 124t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 164t									
	(引渡額) 164t	(独自処理量) 0t								
(うち白色トレイ)	(合計) 0t									
	(引渡額) 0t	(独自処理量) 0t								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率(前年度比)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
46,279人 (対前年度比) 99.9%	46,232人 (対前年度比) 99.9%	46,186人 (対前年度比) 99.9%	46,140人 (対前年度比) 99.9%	46,094人 (対前年度比) 99.9%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して、町による定期回収および拠点回収により行う。

なお、現在、町内会等の各種団体による集団回収が進んでいる各種資源物については、引き続きこれらの団体でも分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管段階
缶	スチール	空きかん・びん	町による定期回収	リサイクルセンター
	アルミ			
びん	無色のガラス製容器	空きかん・びん	町による定期回収	リサイクルセンター
	茶色のガラス製容器	びん	住民団体による集団回収	民間業者
	その他のガラス製容器	空きかん・びん	町による定期回収	リサイクルセンター
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収 町による拠点回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	雑紙	町による拠点回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	リサイクルセンター
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	町による定期回収	リサイクルセンター
	白色トレイ	白色トレイ	町による拠点回収	民間業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

平成21年度から、宇美町・志免町衛生施設組合の宇美志免リサイクルセンターにおいて、容器包装廃棄物の選別・梱包・圧縮・保管を行っている。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、環境監視員を配置し、町民や事業者に対して分別の徹底を指導・啓発する。

また、町内会等の各種団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付について今後も引き続き支援を行う。